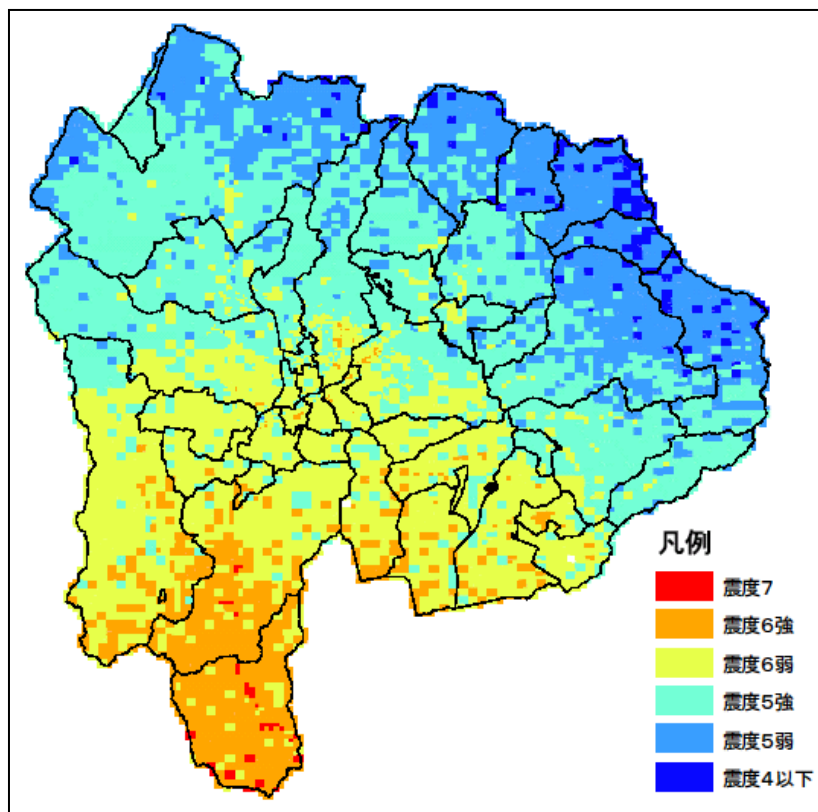


# 中北地域防災アクションプラン



山梨県東海地震被害想定調査 想定震度分布図 (平成17年)

平成18年12月  
(平成29年10月改定)

中北地域防災連絡会議

## 目 次

1 「中北地域防災アクションプラン」とは	・ ・ ・ ・ ・	2
2 防災アクションプラン		
(1) 考え方	・ ・ ・ ・ ・	3
(2) 実施体制	・ ・ ・ ・ ・	4
(3) 計画期間	・ ・ ・ ・ ・	5
(4) 施策の体系	・ ・ ・ ・ ・	6
3 アクション項目		
I 住民の命を守るアクション（災害予防）	・ ・ ・ ・ ・	8
II 住民のくらしを守るアクション（応急対策）	・ ・ ・ ・ ・	11
III 復旧・復興を進めるアクション（復旧・復興）	・ ・ ・ ・ ・	12
中北地域防災連絡会議設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	別紙1
中北地域防災連絡会議委員及び幹事名簿	・ ・ ・ ・ ・	別紙2
アクション一覧	・ ・ ・ ・ ・	別紙3

## 1 「中北地域防災アクションプラン」とは

中北地域県民センターの所管区域は、甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町の6市1町です。東は関東山地、西は北岳を擁する南アルプス、南は盆地から御坂山地、北は八ヶ岳といった山々に囲まれ、高く深い山岳地帯からは河川が甲府盆地に流れ込み、釜無川や笛吹川を形成し、やがて富士川となっていきます。人口は、県都である甲府市が約19万人、他の5市1町が約27万人となっており、県全体の約55%が中北地域に集中しています。

中北管内において、過去の主な自然災害は少ないものの、昭和34年には2度、昭和57年、58年には2年連続で対策本部が設置される大きな台風被害がありました。また平成26年2月には、甲府市で114cmの積雪を記録するなど、30年ぶりに対策本部を設置する豪雪被害となりました。こうした台風や豪雪ばかりでなく、県下全域に甚大な被害が想定される東海地震や南関東直下型地震による災害の発生も懸念されているところです。

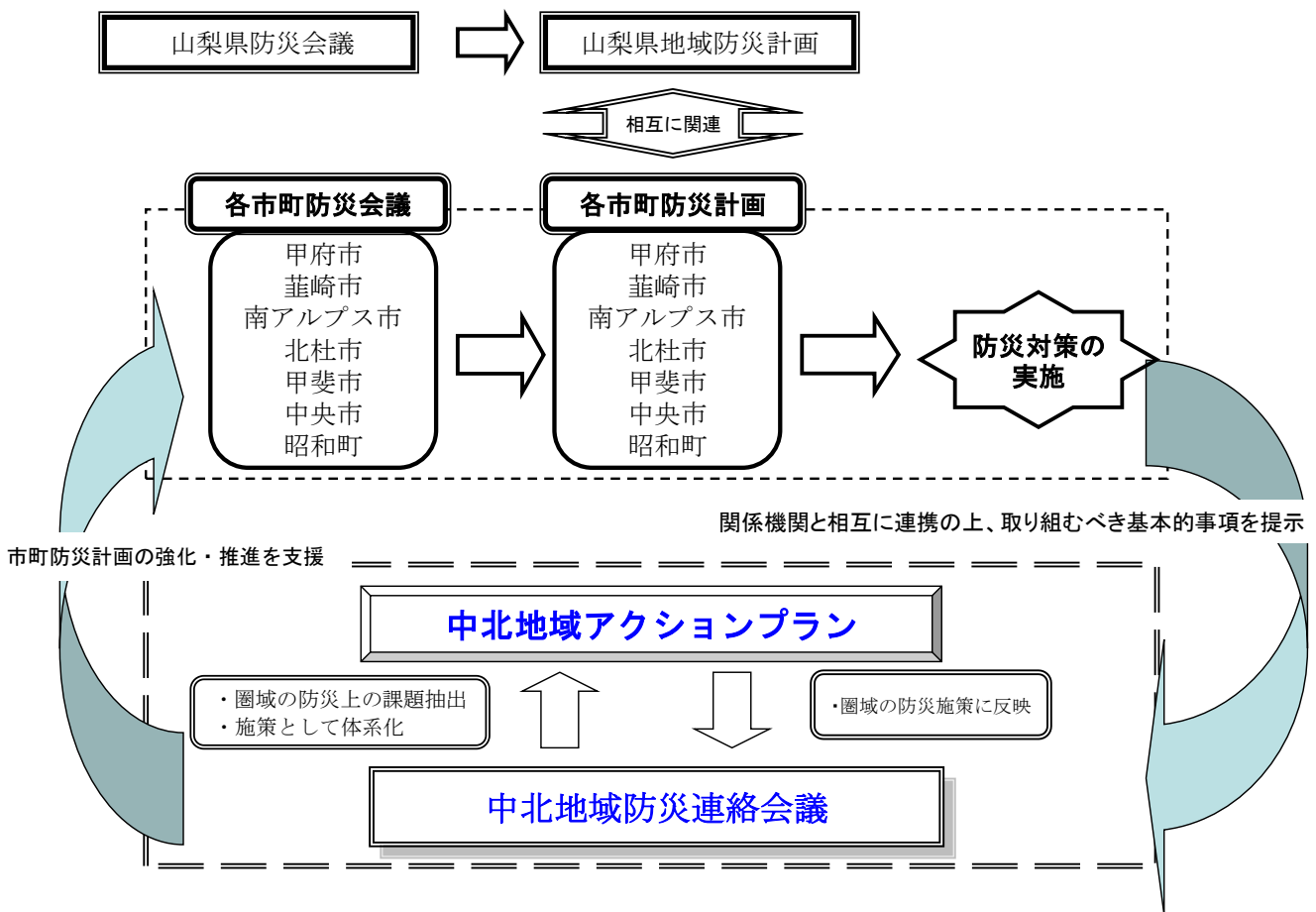
こうした自然災害を完全に防ぐことは困難ですが、被害を小さくする「減災」は可能です。今回、熊本地震への県防災会議地震部会の報告書の内容の反映や「山梨県強靱化アクションプラン2017」の策定に伴う項目を新たに盛り込み、今後想定される大規模災害への備えとして、「中北地域防災アクションプラン」の改定を行いました。防災対策は、「自助、共助、公助」の三方面からの努力が組み合って、始めて成果が発揮されます。限られている人員や資機材等の効果的な運用を図り、地域、民間、行政等の防災協力を高めることが、「自助」への支えとなり「共助・公助」の充実となります。このアクションプランの項目の一つひとつが、中北地域6市1町住民の防災対策のより一層の充実強化につながればと考えています。

平成29年10月4日

## 2 防災アクションプラン

### (1) 考え方

6市1町や防災関係機関における各防災計画の点検を行い、防災課題を整理し、防災対策を「住民の命を守るアクション（災害予防）」、「住民のくらしを守るアクション（応急対策）」、「復旧・復興を進めるアクション（復旧・復興）」の3つの柱に分類配置し、災害時に地域における防災対策として即応できる実効性あるアクションプラン（行動計画）を策定・実施します。



## (2) 実施体制

防災関係機関により中北地域防災連絡会議を設置し、中北地域の防災課題について整理・検討を行い、災害に対する防災アクションプラン（行動計画）の策定を行います。  
中北地域防災連絡会議・中北地域防災連絡会議幹事会（別紙：要綱、名簿）

### 実施主体

#### <国>

甲府河川国道事務所、甲府地方気象台、陸上自衛隊第一特科隊

#### <公共機関等>

甲府中央郵便局、韮崎郵便局、東日本旅客鉄道(株)甲府地区センター、  
東日本電信電話(株)山梨支店、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、  
東京ガス山梨(株)、(一社)山梨県エルピーガス協会

#### <消防本部>

甲府地区消防本部、峡北広域行政事務組合消防本部、南アルプス市消防本部

#### <市町>

甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町

#### <女性団体・高齢者団体>

甲斐市女性団体連絡会、(一社)山梨県老人クラブ連合会

#### <地域メディア>

(株)日本ネットワークサービス、(株)ピー・エス・ワイ（八ヶ岳ジャーナル等）

#### <防災関係NPO>

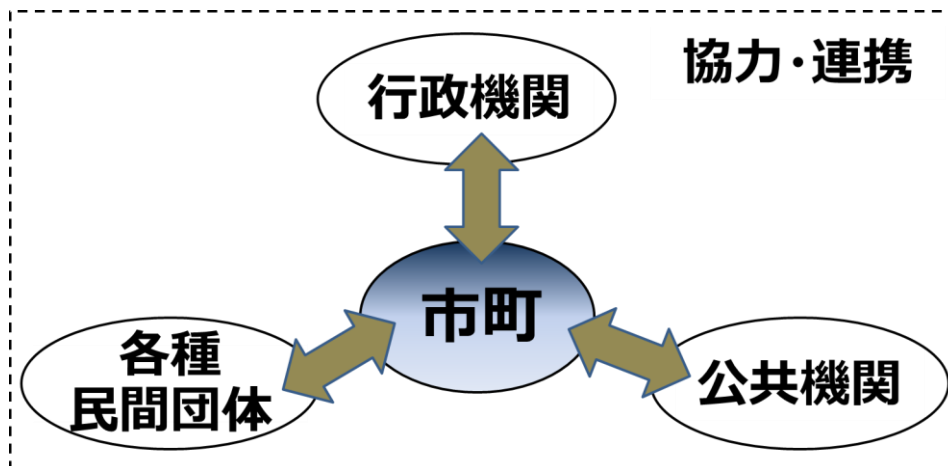
NPO法人 災害・防災ボランティア未来会、NPO法人 減災ネットやまなし

#### <警察>

甲府警察署、南甲府警察署、南アルプス警察署、韮崎警察署、北杜警察署

#### <県>

中北保健福祉事務所、中北保健福祉事務所峡北支所、中北林務環境事務所、  
中北農務事務所、中北建設事務所、中北建設事務所峡北支所、中北教育事務所、  
中北地域県民センター



### (3) 計画期間

平成19年度～31年度（必要に応じて項目の追加、修正、削除を行います）

アクション項目の実施については、実施主体の人的体制や財政状況などの固有事情が異なり、一律に着手時期や実施期間を定めることはできないことから、市町毎に実施計画を立てて推進します。連絡会議等で毎年度状況を報告し、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うとともに、進捗の状況によっては取り組みを強化します。

#### 平成24年度における改定について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定を超えた地震と津波により、関東から東北にかけての太平洋岸を中心に甚大な被害をもたらしました。これを受け、国や山梨県においても、震災対応に係る教訓などをもとに、災害対策基本法の改正、山梨県地域防災計画、防災アクションプランの改定が行われました。

災害対策基本法については、①大規模広域な災害に対する即応力の強化、②被災者対応の改善、③教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上といった観点に基づき今回改正が行われています。

県地域防災計画やアクションプランにおいても同様の観点から改定が行われており、中北地域においても平成18年度に策定した地域防災アクションプランの見直しが必要とされたことから、今回改定を行うこととしました。

#### ※ 改定に係る考え方

- 1 県作成「やまなし防災アクションプラン」の項目をベースにします。
- 2 県のプランの項目に記載されている警察のみの対応事項、県のみ対応事項は除外し、項目の内容を検討しながら統合や削除を行います。
- 3 災害対策基本法において、市町村は「地域防災の一義的な責任者」として位置づけられ、県は「市町村の業務実施補助及び総合調整を行う」とされています。また、東日本大震災や近畿地方における大雨等を契機として市町村における更なる防災対策への取り組みが進められています。これらを踏まえ、市町村が住民の命や生活を守るため対策を講じておくべきであると考えられる事項について項目とします。
- 4 圏域単位での策定であるため、域内の市町、防災関係機関の協力体制の整備について定めた項目も内容とします。

#### 平成28年度における改定について

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されました。こうした中、国においては「国土強靱化基本計画」の決定など、今後の大規模自然災害等に備え、施策を推進するための枠組みが整備され、また県においても、平成27年12月に「山梨

県強靱化計画」及び「山梨県強靱化アクションプラン」が策定されました。

さらに、平成28年4月には熊本で震度7を2回観測する地震が発生し甚大な被害がもたらされるなか、避難所の受け入れ態勢や物資の輸送方法など防災対策上の課題も明らかとなりました。

このような状況を受け、中北地域においても、平成27年度までに実施された災害対策の進捗状況に合わせた修正、山梨県強靱化アクションプランの考え方を取り入れた項目の改正、新たな防災上の課題への対応などを盛り込んで、地域防災アクションプランの見直し・改定を行うこととしました。

## 平成29年度における改定について

平成28年4月に発生した熊本地震により、避難所運営や受援体制などについての課題が浮き彫りになったことから、中北地域においても、県防災会議地震部会の報告書の内容や山梨県強靱化アクションプランの考え方を取り入れた項目を盛り込み、地域防災アクションプランの改定を行うこととしました。

## (4) 施策の体系

中北地域の災害対策について、災害予防、応急対策、復旧・復興の3つの施策の柱を設け、それぞれ施策分野及びアクション項目を設定し推進します。

### I 住民の命を守るアクション（災害予防）

〈施策分野〉

- 1 建物の耐震化や施設整備を促進します。(6) … ※ 数字はアクション項目数
- 2 防災体制を強化します。(23)
- 3 地域の防災力を強化します。(9)
- 4 要配慮者を支援します。(10)

### II 住民のくらしを守るアクション（応急対策）

〈施策分野〉

- 1 災害時広報や相談体制の充実を図ります。(2)
- 2 避難生活支援体制の充実を図ります。(10)
- 3 緊急物資等の確保に努めます。(2)

### Ⅲ 復旧・復興を進めるアクション（復旧・復興）

〈施策分野〉

- 1 仮設住宅の確保に努めます。（1）
- 2 廃棄物の処理を確実に進めます。（1）





### 3 アクション項目

#### I 住民の命を守るアクション（災害予防）

##### 【施策分野1】建物の耐震化や施設整備を促進します。

住宅や事務所、公共建築物等の耐震化を推進し、災害時における建物の倒壊による被害の軽減を図ります。また、情報提供等を通じ液状化に対する住民の意識啓発を行います。

##### <アクション>

- 1 耐震化及び施設整備の推進
  - ①住宅及び公共建築物等の耐震化の推進
  - ②様々な被害を想定した公共建築物の耐震化の推進
  - ③上下水道設備の耐震化等の推進
  - ④下水道施設に係る災害対策の強化
  - ⑤緊急輸送路となる幹線道路網の整備の促進
  
- 2 液状化対策の推進
  - ①液状化の危険に対する意識啓発

##### 【施策分野2】防災体制を強化します。

大規模災害には、被災住民の対応に全庁的な組織体制で取り組む必要があります。災害対策本部の確実な運営体制を確保するとともに、迅速な行動ができるよう職員の研修や訓練を実施します。

また、災害情報の収集・伝達のための通信手段等の確保や道路の被災状況の把握等に必要な建設業団体等との協定の締結の促進、更に医療体制の整備や平時における防災意識の普及啓発等にも努めていきます。

##### <アクション>

- 3 行政における防災体制の強化
  - ①非常参集体制の確立
  - ②地震発生時等の業務継続体制の確立・検証
  - ③受援体制の構築
  - ④主要データ、プログラム滅失対策
  - ⑤ヘリポートの確保についての検討
  
- 4 情報収集体制の整備
  - ①総合的な防災情報システムの運用
  - ②建設業団体等からの被害情報収集体制の整備
  - ③多様な情報確保手段の確保

## 5 災害対応能力の向上

- ①行政機能に係る各種訓練の実施
- ②住民参加型の訓練の実施
- ③道路、河川、砂防施設等に係る緊急対処マニュアルの作成及び見直し
- ④避難勧告・指示判断マニュアルの作成
- ⑤救急救命士、防災士の養成

## 6 関係団体等との協力体制の確立

- ①災害時における応急対策業務の協力体制の推進
- ②道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築
- ③応援人員受入体制の整備

## 7 医療救護体制の確立

- ①医療施設におけるライフライン及び災害用備蓄医薬品の確保体制の整備促進
- ②市立病院における災害時対応マニュアルの活用の推進
- ③特に配慮が必要な患者に係る医療体制の整備

## 8 原子力災害への対応

- ①原子力災害対策の促進
- ②放射能、放射性物質に係る各種検査、調査体制の整備

## 9 平時における普及啓発

- ①ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供
- ②家庭や事業所等における飲料水や食料等の備蓄の促進

### 【施策分野3】 地域の防災力を強化します。

自然災害の被害を小さくする「減災」には、住民や地域での「自助・共助」の取り組みが重要となります。突然の災害時における地域住民の落ち着いた対応を可能にするため、地域と消防、学校等が連携した防災訓練を実施します。また、防災リーダーの育成や防災資機材の整備促進等を通じ、消火・救助・救急活動を担う自主防災組織の組織化や消防団等の活動を推進します。

また、災害ボランティアは避難所の運営や住民生活の支援等に対して大変有効な手段となります。きめ細かな支援活動を確保するとともに、ボランティアの要請、受入、活動支援体制の確保等の円滑な活動が図られるよう検討を進めます。

### <アクション>

#### 10 地域防災力の強化

- ①地域防災力の強化を支える人材の育成
- ②活動マニュアルの作成、見直し
- ③消防団の活性化

#### ④自主防災組織・消防団の防災資機材の整備促進

#### 1 1 学校等における対策

- ①保育所、学校における防災対策の推進（対教職員）
- ②保育所、学校における防災対策の推進（対児童生徒等）

#### 1 2 ボランティアの活用、支援体制の強化

- ①災害ボランティア活用体制の整備
- ②要配慮者に係るボランティア等の支援体制の確保
- ③ボランティアコーディネーター養成等の促進

### 【施策分野4】要配慮者を支援します。

地域の自主防災組織や福祉関係者等との連携の中で要配慮者の把握を進めるとともに、避難行動要支援者に対する支援マニュアルを作成します。また、要配慮者に対して確実な支援を確保するため福祉避難所の指定等を促進します。

外国人住民や帰宅困難者、滞留旅客等への対応についても検討します。

#### <アクション>

#### 1 3 要配慮者の支援体制の強化

- ①避難行動要支援者名簿の作成
- ②避難行動要支援者支援マニュアル等の作成
- ③福祉避難所の指定促進
- ④要配慮者等の避難場所としての関係社会福祉施設の利用促進
- ⑤要配慮者に配慮した避難誘導・避難所・福祉避難所の開設訓練の実施
- ⑥外国人住民の防災意識向上のための普及啓発
- ⑦外国人住民への支援体制の整備についての検討

#### 1 4 帰宅困難者等に関する体制の整備

- ①帰宅困難者対策の推進
- ②観光協会等と連携した滞留旅客対策の推進

#### 1 5 中山間地域孤立時に係る検討

- ①中山間地域集落孤立化防止のための林道網整備についての検討

## Ⅱ 住民のくらしを守るアクション（応急対策）

### 【施策分野1】災害時広報や相談体制の充実を図ります。

被災住民の生活再建や生活安定を図る支援策として、雇用、金融、物資など生活に係る各種の相談体制の充実や、様々な生活関連情報の提供を進めます。

#### <アクション>

- 1 災害時広報や相談体制の確立
  - ①被災者への災害情報提供体制の整備
  - ②被災者総合相談体制の整備

### 【施策分野2】避難生活支援体制の充実を図ります。

避難所が迅速且つ確実に設置され、管理・運営が適正に出来るよう避難所の運営・利用マニュアルを整備し、実践的な訓練を実施します。

東日本大震災において、時間の経過に伴い被災者のニーズが変化していったことを踏まえ、様々な被災者に配慮した避難所運営体制や物資の備蓄等について検討を進めます。また、被災者の健康管理や被災地の環境衛生にも対応します。

#### <アクション>

- 2 避難所運営体制の整備
  - ①指定緊急避難所及び指定避難所の指定
  - ②避難対策指針や避難生活計画書の作成
  - ③避難所運営マニュアルの作成
  - ④避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所設営、運営訓練の実施
  - ⑤避難所等への公的備蓄の保管促進
  - ⑥要配慮者、女性等に配慮した避難所運営体制の推進
- 3 被災者の健康管理、衛生管理支援体制の整備
  - ①被災者の健康支援体制の整備
  - ②被災者の衛生管理体制の整備
  - ③防疫用消毒剤等の確保体制の整備
  - ④災害時保健師等活動マニュアルの作成、見直し

### 【施策分野3】緊急物資等の確保に努めます。

緊急時における物資確保のため、他の自治体や民間団体、企業等との調達協定締結を進めるとともに、物資の確保、管理、配送等の管理体制を整備します。

#### <アクション>

- 4 緊急物資等の確保
  - ①緊急物資の確保・供給（調達の協定、域外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）

②災害時における燃料確保体制の整備

### Ⅲ 復旧・復興を進める（復旧・復興）アクション

#### 【施策分野1】仮設住宅の確保に努めます。

東日本大震災では、被災者が必要とする仮設住宅が十分に確保できませんでした。このようなことが起こらないために、用地の選定や応援受入等に係る体制を整備し、迅速な住居確保に努めます。

##### <アクション>

##### 1 応急仮設住宅の確保

①応急仮設住宅確保体制の整備

#### 【施策分野2】廃棄物の処理を確実に進めます。

大規模災害時には、道路上の障害物の除去や被害施設の処理等により膨大な量の廃棄物が発生します。これらの廃棄物の処理体制の確立を進めます。

##### <アクション>

##### 2 廃棄物対策

①災害廃棄物処理体制の整備